

職員の懲戒処分について（平成30年1月22日臨時専決処理案件）

No.	No.1
処分年月日	H30. 1. 22 臨時専決処理
処分の種類	減給6月
処分の理由	児童ポルノ所持 (事件・事故の概要) 被処分者は、自己の性的好奇心を満たす目的で、平成29年9月20日、自宅において、児童ポルノであるDVD2枚を所持した。
事件発生年月日	平成29年9月20日(水)
被処分者の年齢	20歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	県立高等学校
被処分者の職	主事
備考	

職員の懲戒処分について（平成30年2月13日教育委員会議定例会）（議案第38号関係）

No		1	2
処分年月日		平成30年2月13日	平成30年2月13日
処分の種類		停職3月	戒告
処分の理由		<p>児童に対する不適切な言動</p> <p>被処分者は、平成29年9月下旬から同年10月上旬にかけて、担任する学級の被害児童が、担任不在時に教室等を走り回ったことについての反省文の提出を指示した後、書き直しを指示して受け取りを拒否したり、複数回にわたり学級での謝罪を要求したりするなどの不適切な行為を、執拗に繰り返した。また、乱暴な言葉や突き放すような言葉による、不適切な言動で繰り返し威圧した。</p> <p>これらのことが原因となり、被害児童は10月上旬から不登校の状態となった。</p>	<p>管理監督責任</p> <p>被処分者は、左記の事案に関し、校長として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。</p>
発生時期		平成29年9月下旬から10月上旬	
被処分者	年齢	20歳代	58歳
	性別	男性	男性
	所属	小学校	小学校
	職名	教諭	校長
備考		盛岡教育事務所管内	盛岡教育事務所管内

職員の懲戒処分について（平成30年2月13日教育委員会議定例会）（議案第39号関係）

No		3	
処分年月日		平成30年2月13日	
処分の種類		停職2月	
処分の理由		公文書偽造及び不適切事務処理	
		<p>被処分者は、次の公文書偽造及び不適切な事務処理を行った。</p> <p>(1) 平成27年度の1月分から3月分の超過勤務記録簿について、所属長の検印欄に校長の押印がなされていなかったことから、平成29年11月の事情聴取の直前に、前校長のものではない印鑑を無断で押印した。</p> <p>(2) 平成28年度超過勤務記録簿を自らの不適切な管理により紛失し、平成29年10月の事務状況調査の前に改めて超過勤務記録簿を作成し、所属長の検印欄に前校長のものではない印鑑を無断で押印した。</p> <p>(3) 平成29年度の4月分から9月分の超過勤務記録簿について、現校長と同姓の印鑑を自ら購入し、所属長の検印欄に無断で押印するとともに、超過勤務手当の支給にかかる必要な決裁手続を経ずに、自らの超過勤務手当にかかる支給手続を行った。</p> <p>(4) 同校の休職した職員にかかる公立学校共済組合の傷病手当金の請求手続について、平成29年8月から同年11月までの間、事務処理を怠り、同事務を最大3か月間遅延させた。</p>	
発生時期		平成29年4月から平成29年11月	
被処分者	年齢	50歳代	
	性別	男性	
	所属	中学校	
	職名	事務職	
備考		盛岡教育事務所管内	